

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-④)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。 最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	77,224	97,139	138,052	138,710
		補正予算(b)	10,427	—	—	—
		繰越し等(c)	▲ 32,645	▲ 5,733	7,901	
		合計(a+b+c)	55,006	91,406	145,953	
執行額(百万円)	9,308	23,644	40,088			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	<対策地域内廃棄物> 帰還の妨げとなる廃棄物を撤去し、仮置場への搬入が完了した市町村数。	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	△
		0市町村(累計)	—	—	3	6	—	10	
		年度ごとの目標値	0市町村(累計)	—	—	3	8	10	
測定指標	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	× 目標値については、地元合意が出来ている分までを計上。
		0か所(累計)	—	6	16	30	—	36	
		年度ごとの目標値	0か所(累計)	—	—	—	36	36	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり
	(判断根拠) 対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場へ搬入することを優先目標として進めていくと規定されている。 平成26年度末時点では、8市町村において、2町村の一部の家の片付けごみを除き、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了しており、平成27年度の完了に向けて処理が進んでいるところ。 また、対策地域内廃棄物と指定廃棄物の処理について、仮置場の確保及び仮設処理施設の整備が進んでいるところ。

評価結果	施策の分析	<p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。なお、廃棄物の処理の進捗状況が、処理の過程であっても具体的に表せるよう、指標を事前分析表から変更している。</p> <p>【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①当面必要な仮置場25箇所を供用開始済みであり、災害廃棄物等を順次搬入し、平成26年度末時点での搬入量は約45万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を7市町村(8施設)で計画しており、平成26年度末現在でうち2施設が稼働中、5施設が建設工事中、1施設が地元調整中である。</p> <p>指定廃棄物の処理において、 ①福島県福島市にある堀河町終末処理場において、平成26年8月末に下水汚泥(指定廃棄物)の乾燥処理が完了したところ。 ②福島県県中浄化センター内に設置した仮設焼却施設において、平成25年度末に下水汚泥(指定廃棄物)及び覆土に使用していた土壌の合計約18,000トン safelyに処理を完了したところ。 ③福島県鮫川村において、仮設焼却炉を設置し、8,000Bq/kg超の農林業系副産物の減容化と安定化を図るための事業を進めているところ。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。</p> <p>【測定指標】 廃棄物の処理の進捗状況が定量的に示せるよう、平成26年度の測定指標から対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において定められている市町村数と仮置場の確保・仮設処理施設の設置数に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を表していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	指定廃棄物対策担当参事官	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-----------------------------------	--------------------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-44)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	374,091	512,441	359,364	491,133
		補正予算(b)		80,407	150,000	
		繰越し等(c)	▲ 92,195	▲ 114,804	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	281,895	478,044	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	180,392	464,476	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2015 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月閣議決定)					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量		<p>放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等に基づき、除染等の措置等を実施中。</p> <p>除染特別地域内の全市町村において平成26年7月までに除染特別地域内除染実施計画を策定しており、同計画に基づき国が除染を実施しているところ。平成26年3月末までに、田村市、楡葉町、川内村及び大熊町の全体並びに常磐自動車道については、計画に基づく除染が終了した。また、平成26年末までに、葛尾村及び川俣町の宅地部分について計画に基づく除染が終了し、飯館村の宅地部分についても概ね終了したところ。除染の終了していない南相馬市、飯館村、川俣町の宅地以外、葛尾村の宅地以外、浪江町、富岡町及び双葉町については同計画に基づき、除染を実施しているところ。</p>	
		<p>年間の追加被ばく線量1ミリシーベルトは、長期的な目標であり、モニタリングや食品の安全管理など放射線リスクの適切な管理を総合的に行うことにより目指すもの。</p> <p>そのための対策の一つとして、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等に基づき、市町村が中心となって除染を実施する区域についても、当面の策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され作業が進められており、公共施設等の8割以上で除染が実施されるなど着実な進捗が見られているところであり、計画した除染が終了した市町村も見られる。</p>		<p>長期的な目標</p> <p>総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す</p>	—

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
	中間貯蔵施設の供用開始	放射性物質汚染対処特措法等に基づき、中間貯蔵施設の整備に向けた取組を実施。具体的には、住民説明会の開催等を経て、平成26年9月には福島県、同年12月には大熊町、平成27年1月には双葉町より施設の建設受入れの容認があった。また、県外最終処分の方案の成立、輸送基本計画/実施計画の策定、中間貯蔵施設等に係る交付金を含む平成26年度補正予算の成立等を踏まえ、平成27年2月には、搬入開始に当たっての県からの確認事項である5項目についての国の対応状況を地元を示し、搬入を受け入れていただいた。その後、同年3月から、大熊町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送を開始しており、大熊町、双葉町、田村市及び富岡町については終了し、川内村、広野町、浪江町、葛尾村及び楢葉町についてはパイロット輸送を実施しているところ。	平成27年 供用開始	○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成26年3月末までに、田村市、楢葉町、川内村及び大熊町の全体並びに常磐自動車道について計画に基づく除染が終了した。また、平成26年末までに、葛尾村及び川俣町の宅地部分について計画に基づく除染が終了し、飯館村の宅地部分についても概ね除染を終了したところ。市町村が中心となって除染を実施する区域についても、当面の策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され作業が進められており、公共施設等の8割以上で除染が実施され、94市町村のうち48市町村で除染が完了又は概ね完了するなど、着実な進捗が見られる。 ○放射性物質汚染対処特措法等に基づき、中間貯蔵施設整備に向けた取組を実施。平成23年に示したロードマップに基づき、平成27年1月を目途として施設の供用を開始すべく、最大限の取組を行ってきたところ。その結果、平成27年2月に福島県並びに大熊町及び双葉町から搬入を受入れていただき、当初の予定からは遅れることとなったが、同年3月から両町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送を開始することができた。
	施策の分析	○除染作業の実施にあたっては、仮置場の確保、地権者の同意取得及び作業員の確保が前提となる。国が除染を行う除染特別地域については、着実に事業が進捗しており、引き続き、復興の動きと連携し、インフラ復旧と除染工事の一体的施工の実施などの除染の加速化・円滑化のための施策を総動員し事業を実施していく。市町村が中心となって除染を実施する区域についても、除染が終了した市町村も見られており、引き続き、財政的措置はもとより、技術的支援を行っていく。 ○平成27年3月から大熊町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送を開始し、他の自治体からも順次搬出を行っているところ。今後、中間貯蔵施設への継続的な搬入を行っていくためには、用地の確保が大前提であり、引き続き、地権者への丁寧な説明等の用地確保に関する取組や施設の着実な整備を行う。現在実施しているパイロット輸送を進め、本格的な搬入に向けて、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認するとともに、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分に向けた技術開発や国民理解の醸成等の必要な措置を着実に実施する。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、除染、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進に向け、政府一丸となって取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会等
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	除染の進捗等については随時、『環境回復検討会』等において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに資料及び議事録を公表しているところ。
---------------------------	---

担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------------------------------	--------------------	--	----------	---------

10-2表1 評価結果(一般公衆の年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約50	約40	約10
除染特別地域	約67		約27
重点調査地域	約62		約22
合計	約64		約24

出典: 第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

10-2表2 評価結果(子どもの年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約60	約40	約20
除染特別地域	約66		約26
重点調査地域	約64		約24
合計	約65		約25

出典: 第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-45)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,900	1,400	2,309	2,256
		補正予算(b)	0	▲350	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,900	1,400	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,100	942	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針 					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	
		15	15	20	22	/	/	20	○
	年度ごとの目標値	/	10	20	20	20	/	/	
測定指標	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	
		92	92	/	/	/	/	80	○
	年度ごとの目標	/	80	80	/	/	/	/	
測定指標	③対応率(%) (相談員支援センターにおける相談対応)	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	
		100	100	/	/	/	/	100	○
	年度ごとの目標	/	100	100	/	/	/	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p style="text-align: right;">目標達成</p> <p>(判断根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、22件の採択等実施した。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、安心・リスクコミュニケーション事業として、統一的資料を作成するとともに、保健医療福祉関係者等に基礎研修、応用研修、研修講師の育成研修、住民セミナー等を実施し、92%の受講者満足度を得た。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、いわき市に放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターを設置し、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談への対応を開始。センターに寄せられる相談に100%対応した。
	施策の分析	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、「施策の方向性」のうち「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図る必要がある。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、施策の方向性における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する</p> <p>【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を検討する必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	放射線健康管理 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-------------------	--------------------	--	----------	---------